

## 留萌市合宿誘致助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、団体が行う合宿の誘致を促進し、もって本市における交流人口の拡大及び地域の活性化等に資するため、合宿に要する経費の一部を予算の範囲内において助成金として交付することについて、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（幼稚園を除く。）に就学する者で構成する団体（当該団体の指導者を含む。）又は一定の目的をもって組織された団体をいう。
- (2) 合宿 団体の目的達成のために実施されるスポーツ、芸術、文化に関する練習又は学習活動で宿泊が伴うものをいう。
- (3) コミュニティセンター 留萌市コミュニティセンター設置条例（昭和55年留萌市条例第31号）に規定するコミュニティセンターをいう。
- (4) 住民会館 留萌市住民組織運営助成規則（昭和55年留萌市規則第3号）に規定する会館をいう。
- (5) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設（キャンプ場に類する施設及びその他助成金の趣旨に合致しないと認められる施設は除く。）、コミュニティセンター、住民会館をいう。

### (交付対象となる合宿)

第3条 この助成金の交付対象となる合宿（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 留萌市内で連続した日程で実施される5人以上の市外の団体が行うものであること。
  - (2) 団体が市内の宿泊施設を利用し、1人2泊以上宿泊するものであること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象としない。
- (1) 営利を目的としているとき。
  - (2) 政治的又は宗教的活動を目的としているとき。

(3) 留萌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年留萌市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有しているとき。

(4) 各種大会、会議等への参加を目的としているとき。

(5) 国、都道府県その他地方公共団体等から補助金等の交付を受けているとき。

（助成団体）

第4条 助成の対象となる団体（以下「助成団体」という。）は、前条第1項に規定する要件を満たした者とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表第1で定める額に、別表第2で定める施設において練習又は学習活動を行った場合の使用料全額を加算した額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

2 同一団体に対する助成は、同一年度につき1回までとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、規則第4条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、助成事業を実施する14日前までに申請しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 合宿日程表

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 規則第6条の規定により付する助成金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及び本要綱の規定に従うこと。

(2) 助成事業の内容又はこれに要する経費の配分を変更する場合は、市長へ報告を行うこと。ただし、助成金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

(3) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、助成事業完了後5年間保管すること。

（交付の決定）

第8条 市長は、交付の申請があったときは、その内容を審査したうえで必要と認められる場合に、予算の範囲内において助成金の交付の決定を行い規則第7条に規定する指令書により助成団体に通知する。

（交付決定の取消又は助成金の返還）

第9条 市長は、助成団体が次の各号に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部取消若しくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他、市長が不相当と認めたとき。

(実績報告)

第10条 助成団体は、合宿終了後速やかに規則第13条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体宿泊証明書（別紙1）
- (2) 合宿参加者名簿（別紙2）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等確定通知書により助成団体に通知する。

(助成金の交付)

第12条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業の完了後に交付するものとする。

2 助成団体は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、規則第14条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときに助成団体に対して報告を求め、又は指示し、若しくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(地域交流)

第14条 助成団体は、合宿期間中に市内団体等からの要望があった時には、指導や練習試合の実施など地域交流活動に努めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

助成対象経費	助成金額	限度額
宿泊に要する経費（食費は除く）のうち、1泊目から5泊目分までとする	延べ宿泊数に3千円を乗じて得た額と、宿泊に要した経費のいずれか少ない額	200千円

## 別表第 2（第 5 条関係）

施設	位置
浜中運動公園	留萌市浜中町
見晴公園	留萌市見晴町 1・2 丁目
るしんふれ愛パーク	留萌市船場町 2 丁目
神居岩公園	留萌市大字留萌村字マサリベツ
留萌市スポーツセンター	留萌市見晴町 2 丁目 2 7 番地 1
留萌市勤労者体育センター	留萌市見晴町 2 丁目 2 番地 3
留萌市弓道場	留萌市見晴町 2 丁目 2 番地 3
留萌市温水プール	留萌市本町 3 丁目 6 0 番地
留萌市文化センター	留萌市見晴町 2 丁目 2 7 番地
留萌市中央公民館	留萌市見晴町 2 丁目 2 7 番地

別紙1 (第10条関係)

団体宿泊証明書

留萌市長 様

合宿団体名	
合宿人員	名
宿泊年月日	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり宿泊したことを証明します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

宿泊施設名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

